

再生骨材の品質基準

1 再生骨材の規格

再生骨材（「再生砕石（路盤材用、裏込用、基礎用等）・再生砂（埋戻用、裏込用）・再生割栗石」をいう。）とは、循環資源（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び他の廃棄物等）を利用し、循環資源のみで製造されているものをいう。ただし、品質の確保や向上を目的として新材を混入する場合は、再生骨材の全重量に対する循環資源の割合を50%以上とするものとする。

2 再生骨材の品質等

品質については、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」（平成28年3月31日付け、国官技第379号）の基準を満たしていること。

ただし、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊以外の廃棄物等を利用する場合は、安全性について、利用される廃棄物等が無害であることを証明すること。

品質試験等については、事前に公的機関により行うものとし、品質試験成績表を提出すること。このとき、原則として、品質試験のための試料採取は、県職員立会のもと行うこととする。

3 再資源化施設の要件

再生骨材を製造する再資源化施設は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、4の確認を受けた施設とする。

- 一 廃棄物置場、破碎装置、破碎材のふるい分け装置及び再生骨材の置場等を備え、所定の品質の再生骨材を製造できる能力を有すること。
- 二 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物の処分に係る許可を受けた施設であること。ただし、製造にあたり、許可が不要である場合には、この限りでない。

4 再資源化施設の確認

再資源化施設は、別紙「再資源化施設確認基準点検表」を提出のうえ、県職員による製品及び施設の確認を受けるものとする。施設の確認は、エコ製品認定時及び更新時（5年毎）に行う。

5 エコ製品認定基準の遵守

エコ製品に認定された再生骨材については、その循環資源が利用されている割合、品質、安全性を遵守し、製品を製造することとする。

また、年に1度、製品の品質、安全性について、県知事に報告するものとする。このとき、原則として、品質試験のための試料採取は、県職員の立会のもと行うこととする。

6 その他

「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」により、再生砂については、「浸透した水が土壌又は公共用水域へ拡散するおそれのある箇所に、工作物の埋め戻し材料等として再生砂を使用する際には、六価クロムの溶出について環境基準に適合することを確認する」とこととされているため、使用者に対し、その旨周知すること。

附則

この基準は、平成29年9月1日から適用する。